



栽培等が禁止されている「けし」が 長野県内で販売されたため、回収をしています。

長野県内で、あへん法の規定により栽培等が禁止されている「けし」(あへん法第3条第1号に該当)が、栽培・販売されていたため、販売者が回収を行っています。

【概要】

令和6年6月12日、県民から、ご自身が入手した植物の違法性について北信保健福祉事務所に問い合わせがあり確認したところ、栽培等が禁止されているけし(以下「けし」という。)と特徴が一致しました。これを受け、長野保健福祉事務所が、入手元の施設を確認したところ、同じ特徴をもつ植物が確認されたことから、当該施設で、既に販売された「けし」の回収を開始しました。

【回収品】

- 品名 ポピー
- 販売時の形態 プラスチックポット入り
- 内容量 1株

【販売状況】

- 販売者 小布施町
- 販売場所 おぶせフラワーセンター
(小布施町大字押羽265-1)
- 販売期間 令和6年5月10日(金)
~6月3日(月)
- 販売数 14株

【回収について】

心当たりのある方は、速やかに販売者にご連絡ください。

連絡先 小布施町役場 TEL:026-214-9115

《参考》

販売者ホームページ URL <https://www.town.obuse.nagano.jp/>



葉が茎を巻き込むようになっています

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問い合わせ先)

健康福祉部薬事管理課麻薬毒劇物係 児玉、渡利
電話:026-235-7159(直通)

026-232-0111(代表)内線2676

FAX:026-235-7398

E-mail yakuji@pref.nagano.lg.jp